

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 16

処 分 名	児童福祉施設(助産施設, 母子生活支援施設, 保育所及び児童厚生施設に限る)の設置認可	
処 分 の 概 要	児童福祉施設(助産施設, 母子生活支援施設, 保育所及び児童厚生施設に限る)の設置認可を行う。	
根 拠 法 令 名	児童福祉法(昭和22年法律第164号)	
条 項	第35条第4項	
所 管 課	指導監査課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	30日	
標準処理期間	計	30日
判断基準	<p>松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(H24.12.26条例 第69号)及び児童福祉法第35条第5項を基準として審査する。</p> <p>【根拠法令等】 児童福祉法</p> <p>第三十五条 国は、政令の定めるところにより、児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所を除く。)を設置するものとする。</p> <p>2 都道府県は、政令の定めるところにより、児童福祉施設を設置しなければならない。</p> <p>3 市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童福祉施設を設置することができる。</p> <p>4 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。</p> <p>5 都道府県知事は、保育所に関する前項の認可の申請があつたときは、第四十五条第一項の条例で定める基準(保育所に係るものに限る。第八項において同じ。)に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準(当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、第四号に掲げる基準に限る。)によつて、その申請を審査しなければならない。</p> <p>一 当該保育所を経営するために必要な経済的基礎があること。</p> <p>二 当該保育所の経営者(その者が法人である場合にあっては、経営担当役員とする。)が社会的信望を有すること。</p> <p>三 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。</p> <p>四 次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>ニ 申請者が、第五十八条第一項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者(当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含み、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該保育所の管理者であつた者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該認可の取消しが、保育所の設置の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該保育所の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ニ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

ホ 申請者と密接な関係を有する者が、第五十八条第一項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、保育所の設置の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該保育所の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

ヘ 申請者が、第五十八条第一項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第十二項の規定による保育所の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

ト 申請者が、第四十六条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第五十八条第一項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第十二項の規定による保育所の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

チ ヘに規定する期間内に第十二項の規定による保育所の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、ヘの通知の日前六十日以内に当該申請に係る法人(当該保育所の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該申請に係る法人でない保育所(当該保育所の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であつた者で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

リ 申請者が、認可の申請前五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

ヌ 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

ル 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者であるとき。

児童福祉法施行規則

第三十七条 法第三十五条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 名称、種類及び位置
- 二 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- 三 運営の方法
- 三の二 経営の責任者及び福祉の実務に当る幹部職員の氏名及び経歴
- 四 収支予算書
- 五 事業開始の予定年月日

② 法第三十五条第四項の認可を受けようとする者は、前項各号に掲げる事項を具し、これを都道府県知事に申請しなければならない。

③ 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- 一 設置する者の履歴及び資産状況を明らかにする書類
- 二 保育所を設置しようとする者が法人である場合にあっては、その法人格を有することを証する書類
- 三 法人又は団体においては定款、寄附行為その他の規約

愛媛県事務処理の特例に関する条例

第2条別表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。

別表(第2条関係)

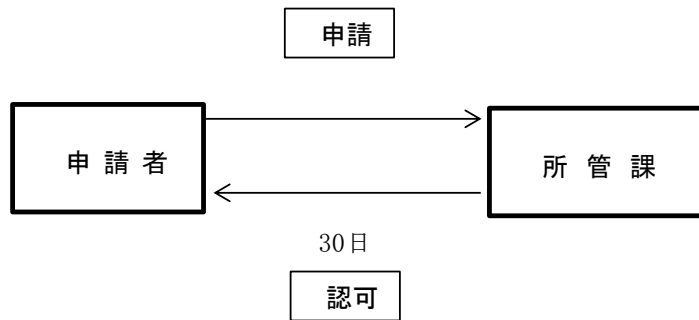
事務

1の5 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、児童厚生施設に係る次に掲げるもの

- (1) 法第35条第3項の規定に基づく設置の届出の受理に関する事務
- (2) 法第35条第4項の規定に基づく設置の認可に関する事務
- (3) 法第35条第11項の規定に基づく廃止又は休止の届出の受理に関する事務
- (4) 法第35条第12項の規定に基づく廃止又は休止の承認に関する事務
- (5) 法第46条第1項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査等に関する事務
- (6) 法第46条第3項の規定に基づく改善勧告及び改善命令に関する事務
- (7) 法第58条第1項の規定に基づく設置の認可の取消しに関する事務
- (8) 法第59条第1項の規定に基づく報告の徴収及び立入調査等に関する事務
- (9) 法第59条第3項の規定に基づく改善その他の勧告に関する事務
- (10) 法第59条第4項の規定に基づく勧告に従わなかった旨の公表に関する事務

市町
地方自治法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。